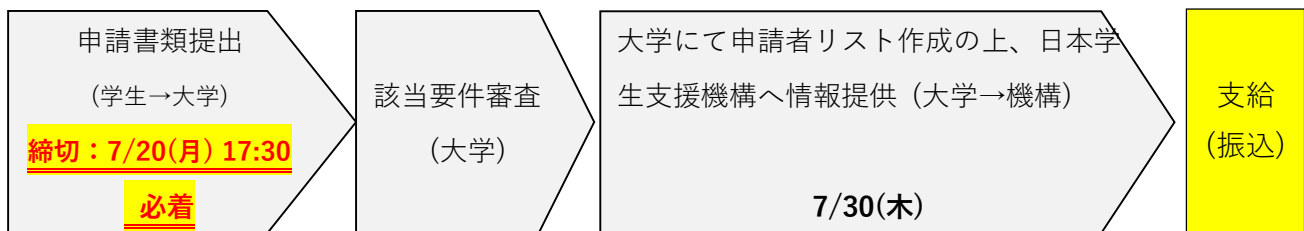


希望者は、必ず申請の手引きや文部科学省 HP を一読し、支給対象者の要件(p.5) を確認の上、申し込んでください。

尚、一次募集(5 月・6 月)で申込をした方は、今回は申込できません。

1. 支給までの流れ



2. 支給対象者の要件

申請の手引き p.5 を参照してください。原則、①～⑥の要件を全て満たす方が対象となります。

3. 申込方法、申請書類

(1) 申込方法：(2)の申請書類を揃えて、締切日までに学校へ提出してください。

(2) 申請書類：

	書類	提出対象者	備考(③～⑩はコピー可)
①	学生支援緊急給付金申請書	全員	A4 両面にて印刷
②	学生支援緊急給付金を受け取るための要件に係る誓約書		A4 にて印刷
③	家庭の収入が分かる書類(両親とも)		所得証明書、源泉徴収票、給与明細など
④	アルバイト収入の減少が分かる書類(コロナ感染症の影響により前月比50%以上減少)		給与明細連続2か月分(1月以降)、休業通知など (LINEのスクリーンショット印刷でも可)
⑤	非課税証明書(※)	非課税世帯	2020 年度の証明書(2019 年(令和 1 年)中の所得が記載された生計維持者の証明書を提出
⑥	仕送り額が分かる書類	仕送りがある学生	振込通帳、現金書留封筒のコピー等
⑦	自宅外を証明する書類	自宅外学生	賃貸借契約書など
⑧	家庭の収入減少が分かる書類(両親のいずれか)	収入減少がある世帯の学生	給与明細連続2か月分(1月以降)、休業通知など
⑨	日本学生支援機構奨学金 奨学生証	奨学生	
⑩	民間等による支援制度の証明書	民間等の支援を受けている学生	

(※)給付金20万円を申請する方は必ず住民税非課税証明書をキャリアサポートセンターまで提出してください(証明書の提出が無い場合、給付金20万円での申請が出来ない可能性があります)。

書類①、②は文部科学省 HP よりダウンロード、またはキャリアサポートセンターで入手してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

(スマートフォンだと、形式が崩れる場合があります。パソコンからダウンロードしてください、)

(3) 申請書類「学生支援緊急給付金申請書」の「3.申し送り事項」に関すること

「3.申し送り事項」には以下の事項を記載してください。

① **必須：給付希望額（10万円または20万円(住民税非課税世帯のみ)）**

② その他記載事項

- ・ 各種証明書の提出が困難な理由
- ・ 多子世帯、ひとり親世帯等である事情
- ・ 1年生等で予定していたアルバイトがなくなった場合などの事情
- ・ 家庭からの追加的支援が期待できない理由
- ・ 学費や生活費は日常的にどのように賄っているか
- ・ 給付型奨学金が申請不可な理由((例)収入的に難しいなど)
- ・ その他奨学金(民間等)を利用しない理由

など

(4) 提出方法

郵送(※)又は窓口持参

(※)郵送の際は、記録の残る郵便形態(特定記録郵便・レターパック等)をお勧め致します。

(5) 提出期限

7月20日(月)17:30 郵送の場合は必着

書類不備等がある場合、申請ができません。 早めのご提出をお願い致します。

(6) 提出先

・ キャリアサポートセンター窓口

・ 郵送の場合： 〒151-0071 東京都渋谷区本町 6-31-1

帝京短期大学 キャリアサポートセンター 宛

【本件お問い合わせ先】

キャリアサポートセンター

TEL：03-3379-9708

MAIL: career@teikyo-jc.ac.jp

平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00(※)

(※)土曜日は当番制のため、ご対応できない場合があります

5 支給対象者の要件（基準）

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて大学等において判断します。

1. 以下の①～⑥を満たす者（留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者）

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※1）
- ② 原則として自宅外で生活をしている（※2）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす（※5）
 - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- ⑦ 留学生等（日本語教育機関の生徒を含む）については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。（「外国人留学生学修奨励費」等と同様。）
 - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること
 - 2) 1か月の出席率が8割以上であること
 - 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学金・授業料等は含まない。）
 - 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

2. 上記1.を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

- （※1）家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む）を目安とします。
- （※2）自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であることの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。
- （※3）あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。
- （※4）2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。
- （※5）第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。具体的な収入基準は以下のとおりです。

第Ⅰ区分…あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること